

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所エネルギー管理規程

制定 平成21年4月1日 21規程第58号

(18規程第68号の全部改正)

最終改正 平成30年10月31日 30規程第14号 一部改正

(目的)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）のエネルギーの使用の合理化及び温室効果ガスの排出の抑制等の取組のために講ずべき措置に関する基本的な事項を定めることにより、エネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保及び温室効果ガスの排出の抑制等に寄与することを目的とする。

(関係法令等との関係)

**第2条** この規程に定めのない事項は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）その他の関係法令の定めるところによる。

(役職員等の責務)

**第3条** 役職員等（役員、職員、契約職員並びに研究所の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者をいう。）は、その業務に関し、エネルギーの使用の合理化及び温室効果ガスの排出の抑制等に努めるとともに、研究所が実施するエネルギーの使用の合理化及び温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(エネルギー管理統括者)

**第4条** 研究所に、法第7条の2の規定により、エネルギー管理統括者を置く。

2 エネルギー管理統括者は、理事（環境安全担当）をもって充てる。

3 エネルギー管理統括者は、研究所における次に掲げる業務を統括管理する。

一 法第14条第1項の規定による中長期的な計画の作成事務に関すること。

二 エネルギーを消費する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること。

三 エネルギーの使用の方法の改善及び監視に関すること。

四 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること。

五 第6条に規定するエネルギー管理員に対する指導等に関すること。

六 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）第17条の報告書の作成事務及び法第87条第3項の報告書類の作成事務に関すること。

(エネルギー管理企画推進者)

**第5条** 研究所に、法第7条の3の規定により、エネルギー管理企画推進者を置く。

2 エネルギー管理企画推進者は、次の各号のいずれかに該当する職員のうちから、環境安全本部長が指名する。

- 一 経済産業大臣又はその指定する者が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者
  - 二 エネルギー管理士免状の交付を受けている者
- 3 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者を補佐する。  
(エネルギー管理員)

**第6条** 研究所に、法第13条第1項（法第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、法第8条第1項第2号に掲げる工場等及び法第17条の規定により経済産業大臣から指定された第二種エネルギー管理指定工場等（以下「工場等」という。）ごとに、それぞれエネルギー管理員を置く。

- 2 エネルギー管理員は、前条第2項各号のいずれかに該当する職員または契約職員のうちから環境安全本部長が指名する。
- 3 エネルギー管理員は、エネルギー管理統括者の指導のもとに、工場等における次に掲げる業務を管理する。
- 一 エネルギーを消費する設備の維持に関すること。
  - 二 エネルギーの使用の方法の改善及び監視に関すること。
  - 三 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること。
  - 四 施行規則第17条の報告書に係る書類の作成及び法第87条第3項の報告に係る書類の作成に関すること。
  - 五 エネルギーを消費する設備の運転並びに保守及び点検その他の項目に関する管理標準の制定及び改廃に関すること。
- (事業所長等の業務)

**第7条** 事業所長並びに福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの所長（以下「事業所長等」という。）は、エネルギー管理員の指導のもとに、事業所等におけるエネルギーの使用の合理化及び温室効果ガスの排出の抑制等に関し、次に掲げる業務を管理する。

- 一 エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること。
  - 二 エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設、改造又は撤去に関すること。
  - 三 エネルギーの使用量の記録及び保管に関すること。
  - 四 エネルギーの使用の合理化及び温室効果ガスの排出の抑制等に係る教育の実施に関すること。
- 2 事業所長等は、前項に掲げる業務のほか、前条第1項に規定するエネルギー管理員を置かない場合にあつては、エネルギー管理統括者の指導のもとに、前条第3項第1号から第3号に掲げる業務を管理する。

#### 附 則（21規程第58号・全部改正）

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この規程による改正後のエネルギー管理規程（21規程第58号）の適用については、平成22年3月31日までは、同規程第2条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）」とあるのは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第47号）第2条の規定による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）」とする。

**附 則（22規程第92号・一部改正）**

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則（23規程第16号・一部改正）**

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

**附 則（24規程第36号・一部改正）**

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

**附 則（25規程第51号・一部改正）**

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則（26規程第3号・一部改正）**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則（26規程第71号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（27規程第10号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（27規程第69号・一部改正）**

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則（27規程第113号・一部改正）**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（30規程第14号・一部改正）**

この規程は、平成30年11月1日から施行する。